

参議院議員通常選挙投票所物品等搬入・搬出等業務 入札説明書

1	件名	参議院議員通常選挙投票所物品等搬入・搬出等業務
2	業務場所	各投票所(大和郡山市内26箇所) 外 (別紙仕様書のとおり)
3	業務期間	令和4年7月6日(水)から令和4年7月13日(水)まで ※ただし、選挙期日を令和4年7月10日(日)(公示日 令和4年6月22日(水))と想定した期間であり、決定した期日に対応して変更される可能性がある。
4	開札日時 及び場所	令和4年5月27日(金) 10:00 大和郡山市役所 3階 302会議室
5	入札書提示額	業務委託料の合計額を税込で記入すること。
6	詳細仕様	別紙仕様書による
7	入札参加資格	<p>入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。</p> <p>(2) 国税・地方税の滞納のない者であること。(加えて市内に本店支店を有する事業者にあつては当市の市民税の滞納のない者であること。)</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者(会社更生法にあつては更正手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。</p> <p>(4) 仕様書に定める要件を満たす本件入札に係る業務を業務委託期間の間、確実に履行できること。</p> <p>(5) 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間において、本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。</p> <p>(6) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。</p> <p>(7) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。</p> <p>①代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。</p> <p>②代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。</p> <p>③代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。</p> <p>④代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。</p> <p>⑤代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。</p>
8	入札説明書を 交付する場所	入札説明書等はホームページよりダウンロードのこと。

9 入札参加資格の確認方法

この入札に参加を希望する者は、7に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、条件付一般競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)及び暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書(以下「誓約書兼承諾書」という。)、及び③から⑥に記載される書類を提出しなければならない。ただし、参加申し込み時において、有効な大和郡山市の「物品購入・委託業務等業者登録」のある者は、下記の④から⑥の書類の提出を省略することができる。

なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1)提出書類

- ① 一般競争入札参加申請書
- ② 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書
- ③ 令和2・3年度中における業務実績表
(本市又は他の官公庁との種類及び規模をほぼ同じくする契約に限る)
- ④ 法人登記の登記事項証明(法人)もしくは住民票(個人事業者)(写)
(年度内入札参加者及び大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合不要)
- ⑤ 印鑑証明書(写)
(年度内入札参加者及び大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合不要)
- ⑥ 納税証明書(法人 その3の3)/(個人事業者 その3の2)
※市内に本店支店を有する事業者は当市発行の納税証明書(前年度分)も提出すること。
(年度内入札参加者及び大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合不要)

(2)提出期間 令和4年5月11日(水)から令和4年5月19日(木)17時まで

(3)提出場所 〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4
大和郡山市役所 大和郡山市選挙管理委員会事務局

(4)提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については必着とする。

(5)入札参加資格の確認

申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」という。)には、令和4年5月23日(月)までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を通知する。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由

(6)その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

<p>10 仕様書の質問</p>	<p>(1)仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和4年5月19日(木) 17時まで</p> <p>イ 送信先 大和郡山市選挙管理委員会事務局</p> <p>ウ 提出先アドレス senkan@city.yamatokoriyama.lg.jp</p> <p>(2) (1)の回答については、当市ホームページに掲載する。ただし質問なしの場合を除く。</p> <p>ア 回答期限 令和4年5月23日(月)</p>
<p>11 入札手続等</p>	<p>入札保証金及び契約保証金については、入札参加資格を有すると認められた者は、大和郡山市契約規則第6条第2号及び第22条に規定される場合に当たるので、これを免除とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(入札保証金免除規定)</p> <p>大和郡山市契約規則(抄)</p> <p>第6条 第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(2)令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(契約保証金免除規定)</p> <p>大和郡山市契約規則(抄)</p> <p>第22条 前条第1項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(3)競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> </div>
<p>12 入札書の提出</p>	<p>ア 提出期限 令和4年5月26日(木) 18時まで (必着)</p> <p>イ 提出方法 書留郵便で郵送すること。</p> <p>ウ 提出先は 9 (3)に同じ</p>

13 入札上の注意

(入札の基本的事項)

入札者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。

(公正な入札の確保)

入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。

(消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

入札書は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入すること。なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額とします。

(入札書の金額の数字)

入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号)を記入してください。

(入札書の記載事項の訂正)

記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の条件付一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。

(入札の辞退)

郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を市長に提出すること。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を市長に提出すること。

2 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札執行回数)

入札執行回数は、1回とします。

(入札書等の提出方法)

当該郵便入札に参加する者は、入札書に記名押印し、大和郡山市が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに書留郵便により、指定の宛先まで郵送すること。

2 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(無効の郵便入札)

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

- (1) 市長が定める入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印のない入札
- (3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (5) 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札
- (6) 期限までに到達しなかった入札又は必要書類が同封されていない入札
- (7) 書留郵便以外の方法による入札
- (8) 入札書以外のもの(金額の透視を防ぐために使用される紙等を除く)が同封された入札
- (9) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (10) その他、指示した条件に違反すると認められる入札

13 入札上の注意

つづき

(開札)

1 開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。

2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人が、くじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

3 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日(大和郡山市庁舎の休日の場合は、その前日)の正午までに電子メールで申し込みをすること。

(入札の延期、中止及び取消し)

郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消します。

(落札者の決定)

予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果をホームページ上に掲載します。なお、予定価格内での落札者がいない場合は、最低価格提示業者と協議を行うものとします。

○ 入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、割印を押印のうえ提出してください。

書留郵便
相当額の
切手

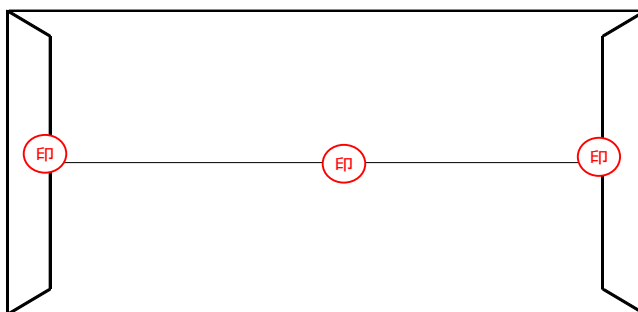
〒 639-1198
奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市役所
大和郡山市選挙管理委員会事務局

大和郡山市長 上田 清 様

書留

条件付一般競争入札 入札書在中	
入札件名	参議院議員通常選挙投票所物品等搬入・搬出等業務
委託場所	各投票所(大和郡山市内26箇所) 外
開札年月日	令和4年5月27日(金) 10:00
商号	株式会社 ●●●●●
代表者名	代表取締役 ■■■■■
連絡先	連絡先電話番号
担当者名	▲▲▲▲▲

※ 中の記載金額が透けて見えないように封入してください。



切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1198

奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市役所
大和郡山市選挙管理委員会事務局

大和郡山市長 上田 清 様

条件付一般競争入札 入札書在中

入札件名	参議院議員通常選挙投票所物品等搬入・搬出等業務
委託場所	各投票所（大和郡山市内26箇所）外
開札年月日	令和4年5月27日（金）
商号	10:00
代表者名	
連絡先	
担当者名	

○ 入札書及び委任状の記載方法
別添の入札書様式をご利用ください。

入札書記載例

入 札 書

- 1 件 名 参議院議員通常選挙投票所物品等搬入・搬出等業務
- 2 委託場所 各投票所（大和郡山市内26箇所） 外

「¥」を記載

3 入札金額

		○	○	○	○	○	○	円
--	--	---	---	---	---	---	---	---

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

大和郡山市長 上田 清 様

実際に入札書を作製した
日付を記入して下さい。

令和 年 月 日

住所・入札業者名を記載のう
え、必ず代表者印を押印

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

印

大和郡山市長 様

記入例

令和 年 月 日

大和郡山市に業者登録
があり使用印鑑届を提
出している場合はその
届出印を押印

所在地 奈良県大和郡山市〇〇町〇〇番地

商号 株式会社 〇〇〇〇

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 実印

(業者登録がある場合で、使用印鑑届の提出がある場合はその届出印)

暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書

私（当社）は、貴市の実施する下記の入札（見積提出）に参加するにあたり、下記の事項について誓約いたします。

なおこれらの事項に反する場合、参加資格や指名の取消及び契約解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

また、誓約内容確認のため、貴市が必要に応じ本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾いたします。

記

- 入札件名 参議院議員通常選挙投票所物品等搬入・搬出等業務
- 開札日時 令和4年5月27日（金） 10:00
- 誓約事項等
 - 私（当社）は下記のいずれにも該当しません。
 - 代表者等若しくは役員等が、暴力団の関係者である。
 - 暴力団又暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - 代表者が不正な利益を得、役員等若しくは第三者に不正な利益を得さしめ、又は損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。（役員等が不正な利益を得、代表者若しくは第三者に不正な利益を得さしめ、又は損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。）
 - 代表者又はその役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与し、その他直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
 - ③及び④に示す場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - 当市発注契約に係る下請、資材又は原材料の購入等の契約（以下「下請契約等」という。）を締結するにあたり、その相手方が上記の①から⑤までのいずれかに該当することを知らながらこれを締結している。
 - 代表者が①から⑤までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）であって、市長が代表者に当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、代表者が正当な理由なしにこれに従わない。
 - 代表者が当市発注契約を履行するにあたり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当市に報告せず、又は警察に届けないと認められる。
 - 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等（住所・氏名（フリガナ）・生年月日・性別等（法人にあたっては全役員））の提出を求められたときは速やかに提出し、調査に協力いたします。

入 札 書

1 件 名 参議院議員通常選挙投票所物品等搬入・搬出等業務

2 委託場所 各投票所（大和郡山市内26箇所） 外

3 入札金額

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

大和郡山市長 上 田 清 様

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

印

代表者氏名

印

参議院議員通常選挙

投票所物品等搬入・搬出等業務

仕様書

大和郡山市選挙管理委員会

1 業務

参議院議員通常選挙投票所物品等搬入・搬出等業務

2 選挙期日（予定）

選挙期日：令和4年7月10日（日）

公示日：令和4年6月22日（水）

3 業務内容

（1）業務場所

- ・各投票所（大和郡山市内 26 箇所）【別紙 1】（予定）のとおり
- ・旧矢田幼稚園（大和郡山市矢田町 947 番地）
- ・大和郡山市役所（大和郡山市北郡山町 248 番地 4）

（2）業務期間

ア．業務期間

令和4年7月6日（水）から令和4年7月13日（水）まで

※ただし、選挙期日を令和4年7月10日（日）と想定した期間であり、決定した期日に対応して変更される可能性がある。

※選挙期日の変更又は天災等により当該業務期間等に変更があった場合は、選挙管理委員会事務局の指示に従うこと。

（3）業務内容

選挙期日前に市内 26 箇所の各投票所に物品等（投票記載台、机、椅子、スロープ、マット等）を搬入し、選挙執行後に搬出する。その後、旧矢田幼稚園に残存している物品等を市役所倉庫等へ移送する。

ア．実施期日

- A. 旧矢田幼稚園から各投票所に物品等搬入
…令和4年7月6日(水)・7日(木)・8日(金)
- B. 各投票所から物品等を搬出し、市役所倉庫等に搬入
…令和4年7月11日(月)・12日(火)
- C. 旧矢田幼稚園から物品等を市役所倉庫等に移送
…令和4年7月13日(水)

イ．対象物品（主な物品等の概要は【別紙 2】のとおり）

- A. 旧矢田幼稚園から各投票所に物品等搬入
及び
- B. 各投票所から物品等を搬出し、市役所倉庫等に搬入
（各投票所の数量内訳（予定）は【別紙 1】（予定）のとおり 数量等、多少変更される場合がある。）

- ・スロープ（6投票所、9台(アルミ4、金網2、グラスファイバー製1、簡易2)）
 - ・長机（2投票所、約15台）
 - ・椅子（2投票所、約25台）
 - ・机付き椅子（11投票所、11台）
 - ・投票記載台（26投票所、車椅子用約30台・二人用約135台）
 - ・マット（20投票所、薄約90本 厚約20本）
 - ・車椅子（9投票所、9台）
 - ・手すり（1投票所、4台）
 - ・その他の物品（ござ、カラーコーン、パーテーション等）
- C. 旧矢田幼稚園から物品等を市役所倉庫等に移送
(数量等、多少変更される場合がある。)
- ・投票箱 約60台
 - ・投票記載台 約50台
 - ・マット 約100本
 - ・長机 約10台
 - ・椅子 約60台
 - ・スロープ 約10台
 - ・ござ 約20本
 - ・その他の物品（カラーコーン、パーテーション等）

ウ. 業務要領

- A. 旧矢田幼稚園から各投票所に物品等搬入
及び
- B. 各投票所から物品等を搬出し、市役所倉庫等に搬入
1. 基本的に車両2台の2チームによる実施とし（7月8日搬入は1チームで数投票所のみ）、車両を含め業務に必要な人員、機材等の準備は受託者が行う。
 2. 日程の詳細は、各施設に市選挙管理委員会が連絡調整のうえ、【別紙3】（例）により事前に指示する。複数投票所を巡回となるが、調整の結果投票所間が離れている場合や、連続していない場合がある。
 3. 進入路が狭い投票所があり、2トン車で入るのが困難な場所もあるため、事前に確認しておくこと。
 4. 記載台は、壊れやすいので取り扱いに注意する。
 5. 車椅子は搬入業務初日（7月6日）に大和郡山市社会福祉協議会（大和郡山市植槻町3番8号）で受領し、搬出業務最終日（7月12日）に大和郡山市社会福祉協議会に返却する。途中、旧矢田幼稚園及び市役所倉庫に仮置きす

ることができる。

6. 投票所毎に【別紙4】(例)の指示に従い、投票所到着前に施設連絡先へ連絡のうえ、施設管理者の立会や鍵の受領、鍵の返却等を行う。

7. 【別紙4】(例)の指示で鍵を預かった場合は、預かった日の業務後に市役所選挙管理委員会事務局に持参する。

8. 市役所倉庫における物品等置場は主に2階となり、階段で運ぶ必要がある。

C. 旧矢田幼稚園から物品等を市役所倉庫等に移送

1. 車両を含め業務に必要な人員、機材等の準備は受託者が行う。

2. 市選挙管理委員会の指示により、物品等を移送する。

3. 市役所倉庫における物品等置場は主に2階となり、階段で運ぶ必要がある。

参議院議員通常選挙投票所物品一覧表

投票日 7月10日

【別紙1】

No.	投票場所	搬入日	午前/午後	搬出日	午前/午後	投票箱(職員が運搬)		記載台		アルミ記載台優先	記載台現地保管	長机	机現地保管	イス	机付イス	マット		ござ	その他	氏名掲示板		物資搬入場所	連絡先(鍵等)			鍵と投票所が別の場所	鍵を預かる	鍵を返却する	車イス	レンタル車イス	業者スロープ	その他業者搬出	投票所住所	
						数	保管場所	※1	※2							薄	厚			現地用(※3)	イーゼル		名称	住所	電話									
																																		1
第1	市役所101会議室		選管		選管	2	ロビー	1	5			借用	借用	1								現地職員による											北郡山町248-4	
第2	上下水道部玄関ホール	7月7日	午前	7月12日	午前	2		1	5			借用	借用	1						1		※3現地用(※3)	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****									榎根町6-10
第3	松ヶ丘コミュニティーセンター	7月7日	16:00	7月11日	午前	2	投票所内・玄関	1	5			借用	借用	1	4					1	1	投票所内	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****	〇	〇	〇			スロープ 外(アルミスリ)		九条町734-2	
第4	市立郡山北小学校体育館	7月6日	午後	7月11日	午前	2	校長室	1	5			借用	借用		3					1	1	体育館倉庫	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****								北郡山町115	
第5	市立茶町スポーツ会館体育室	7月8日	午前	7月11日	午前	2	和室	1	4			6	11		6						2	器具倉庫	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****	〇	〇	〇					西野塚内町22-1	
第6	葉園八幡神社・参集殿	7月7日	午前	7月12日	午前	2	参集殿入口 拜殿	1	4			借用	借用	1						2		現地職員による	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****				1				材木町32	
第7	市・市民交流館集會室	7月8日	13:00	7月11日	3:30まで(11時)	2	集會室倉庫	1	7			借用	借用							2		集會室倉庫	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****				1				高田町92-16	
第8	市立郡山南小学校体育館	7月6日	15:00以降	7月11日	16:00以降	2		1	4			借用	借用		3					2		カプコン5 備種3本	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****				1				柳町85	
第9	中矢田筋会館	7月7日	午前 ※職員同行	7月12日	午前 ※職員同行	2	部屋の隅	1	5	〇		借用	借用	1	5	5		1	カプコン3個	1	1	部屋の隅	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****	〇	〇	〇					朝日町3-34	
第10	はぐみこども園ホール		事務主任		事務主任	2	事務室	1	5			6	12		3					2		ブルーシート(10×10)	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****								冠山町2-33	
第11	市立筒井小学校体育館	7月6日	15:00以降	7月11日	午後	2	校長室	1	5			借用	借用		4					1	1	現地職員による	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****				1				筒井町120	
第12	市南部公民館	7月7日	午前9:30以降	7月12日	午後	2	ホム横控入室	1	5			借用	借用		4					1	1	現地職員による	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****								筒井町600-4	
第13	矢田コミュニティー会館	7月6日	午前	7月12日	午後	2		1	5			借用	借用		4					2		現地職員による	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****				1				矢田町4547	
第14	旧矢田山保育園	7月7日	午後	7月11日	午後	2	ホム横倉庫	1	5			借用	借用		6					1	1	ホム横倉庫にて	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****	〇	〇	〇	1		金属網スロープ1個		矢田山町81-2	
第15	市立矢田南小学校体育館	7月6日	午後	7月11日	午後	2	校長室	1	8			借用	借用		4					2		現地職員による	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****								山田町83	
第16	市立平和小学校体育館	7月6日	15:00以降	7月11日	午後	2	校長室	1	4			借用	借用	1	5					2		現地職員による	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****				1		アルミスロープ小1個・金属網スロープ1個		美濃庄町262	
第17	平和地区公民館 研修室	7月6日	午前	7月12日	午後	2	事務室	1	5			借用	借用		2	1				2		現地職員による	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****								若槻町4-4	
第18	市治道地区公民館 多目的ホール	7月6日	午前	7月12日	午後	2	ホム横控入室	1	5			借用	借用							2		現地職員による	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****								横田町261-1	
第19	額田部北町自治会館	7月7日	午前	7月11日	午前	2	和室	1	5	〇		借用	借用	1	7			1		2		廊下	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****	〇	〇	〇					額田部北町398	
第20	昭和地区公民館	7月6日	午前	7月12日	午後	2	雨縁 隅	1	5			借用	借用		5					1	1	現地職員による	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****								馬司町331-56	
第21	市立今国府町スポーツ会館集會室	7月7日	午前	7月11日	午前	2	和室	1	4			借用	借用	1	5	5				1	1	体育館倉庫	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****	〇	〇	〇			簡易スロープ1個		今国府町380-1	
第22	片桐地区公民館 研修室	7月6日	午前	7月12日	午後	2	事務室	1	4			借用	借用							2		現地職員による	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****								小泉町105-1	
第23	小林住宅公民館	7月7日	午後	7月12日	午後	2		1	5			借用	借用	1	6					1	1	会場奥	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****	〇	〇	〇					小林町409-73	
第24	小泉東和苑第1公民館	7月7日	15:00以降	7月12日	午前	2	倉庫	1	5			5	12	1	1		8帖×4			1	1	会場内手前	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****	〇	〇	〇	1	4	アルミスロープ中1個		小泉町562-93	
第25	市立西田中町ふれあいセンター	7月6日	午前	7月12日	午後	2	事務室	2	5			借用	借用							2		現地職員による	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****								西田中町288-2	
第26	小泉団地集會所	7月7日	午後	7月12日	午前	2	小ホール	1	4	〇		現地保管	1	借用	2					2		会場内奥	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****	〇	〇	〇					小泉町1678-1	
第27	市立片桐西小学校図工室	7月6日	午後	7月11日	午後	2	事務室	1	9			借用	借用	1	2					2		現地職員による	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****				1				小泉町1618	
第28	市立外川町スポーツ会館集會室	7月7日	午後	7月11日	午前	2	和室	1	4			借用	借用	1	5	5				1	1	体育館倉庫	〇〇〇〇	〇〇町〇	***-****	〇	〇	〇			スロープ外(折り畳み黄色い)1個、アルミスロープ大1個、簡易スロープ1個		外川町282	

56

29

141

17

35

12

86

16

38

15

9

4

※1 車イス用記載台
※2 二人用記載台

※3 会場の持ち物と、選管で据え置かせてもらうものの合計

主な物品等

【別紙2】

- ・ マット(薄) 1,100mm* φ 150mm 円筒
- ・ マット(厚) 1,100mm* φ 150mm 円筒



- ・ 机付き椅子・パイプ椅子



・長机



・二人用記載台(アルミ) 1,000mm*500mm*80mm



- 二人用記載台(鉄) 1,000 mm *350 mm *100 mm



- 車椅子用記載台 900 mm *550 mm *120 mm



・ じぎ



・ 各種スロープ



参議院議員通常選挙（7月10日）
（搬入）

	7月6日（水）		7月7日（木）		7月8日（金）
午前	⑬矢田コミュニティ会館	⑰平和地区公民館	⑫南部公民館 （9：30以降）	⑳今国府町スポーツ会館	⑤茶町スポーツ会館
	⑮西田中ふれあいセンター	⑱治道地区公民館	⑥薬園八幡神社	⑲額田部北町自治会館	
	⑳片桐地区公民館	㉑昭和地区公民館	⑨中矢田筋自治会館	㉒上下水道部（水道局）	
午後	④郡山北小学校	⑮矢田南小学校	㉔小泉東和苑公民館 （15：00以降）	㉖小泉団地集会所	⑦市民交流館 （13：00）
	⑪筒井小学校 （15：00以降）	㉗片桐西小学校	⑭旧矢田山保育園ホール	③松ヶ丘コミュニティセンター（16：00）	
	⑧郡山南小学校 （15：00以降）	⑯平和小学校 （15：00以降）	㉓小林住宅公民館	㉘外川町スポーツ会館集会所	

※①と⑩は搬入出業務対象外

○7月6日、7日、8日の旧矢田幼稚園の担当は、○○です。***-***-**** に連絡を入れてから旧矢田幼稚園に向かってください。

○車イスは7月6日に社会福祉協議会でまとめて受領（旧矢田幼稚園に仮置可能）

参議院議員通常選挙（7月10日）
（搬出）

	7月11日（月）		7月12日（火）	
午前	⑤茶町スポーツ会館	⑱額田部北町自治会館	⑨中矢田筋自治会館	⑥薬園八幡神社
	⑦市民交流館 （9：30までに搬出）	⑳今国府町スポーツ会館	②上下水道部（水道局）	⑳小泉東和苑公民館
	③松ヶ丘コミュニティセンター	㉘外川町スポーツ会館集会室		㉞小泉団地集会所
	④郡山北小学校			
午後	⑮矢田南小学校	⑯平和小学校	⑬矢田コミュニティ会館	⑰平和地区公民館
	㉟片桐西小学校	⑧郡山南小学校 （16：00以降）	㉝西田中ふれあいセンター	⑱治道地区公民館
	⑭旧矢田山保育園ホール	⑪筒井小学校	㉞片桐地区公民館	㉚昭和地区公民館
			㉟小林住宅公民館	⑫南部公民館

※①と⑩は搬入出業務対象外

○7月11日・12日 8：45に市役所選管事務局に預かり鍵を受け取りに来てください。搬出後は市役所に到着後、**0743-53-1151** に連絡、電話交換で**内線462**に繋いでもらい、そこで指示を受けてください。

○7月11日・12日に市役所倉庫で下ろす物品
記載台（車椅子用・二人用）、長机、イス、未使用のマット、ゴザ、パーティション、手すり、カラーコーン（棒含む）、スロープ、使用済みマット

○7月11日・12日に市役所会議室で下ろす物品
扇風機、クーラーポット、イーゼル、緑の袋、青いカバン、ジュラルミンケース、投光器、ゴミ袋（マット以外）

○車イスは7月12日に社会福祉協議会にまとめて返却（市役所倉庫に仮置可能）

投票所別票(搬入)

【別紙4】

搬入日	7月7日	15:00以降
投票区	名称	住所
24	小泉東和苑第1公民館	小泉町562-93
連絡先(鍵等)	連絡先(鍵等)住所	連絡先(鍵等)電話
〇〇 〇〇	〇〇町〇〇	**~****

記載台	車イス用	1
	二人用	5
アルミ記載台優先		—
長机		5
イス		12
机付イス		1
マット	薄い	1
	厚い	—
ござ	蓆	8帖×4
その他		—
物資搬入場所		会場内手前
鍵と投票所が別の場所(注1)		○
鍵を預かる(注2)		○
車イス		1
レンタル手すり		4
スロープ等		アルミスロープ中1個
搬入備考		会長宅に電話して自宅にカギを取りに行く。 カギを受け取り、資材搬入。 カギは借りておくので搬入後は選管へ。

(注1) 鍵の管理者と投票所が別で、回る必要がある

(注2) 荷物の搬入時、鍵を預かって帰る

投票所別票(搬出)

搬出日	7月12日	午前
投票区	名称	住所
24	小泉東和苑第1公民館	小泉町562-93
連絡先(鍵等)	連絡先(鍵等)住所	連絡先(鍵等)電話
〇〇 〇〇	〇〇町〇〇	**-****

記載台	車イス用	1
	二人用	5
	長机	5
	イス	12
	机付イス	1
マット	薄い	1
	厚い	—
ござ	蓆	8帖×4
その他		—
氏名掲示板	イーゼル	1
物資搬入場所		会場内手前
鍵と投票所が別の場所(注1)		○
鍵を返却する(注2)		○
	車イス	1
	レンタル手すり	4
	スロープ等	アルミスロープ中1個
	その他業者搬出	—
	搬出備考	カギを選管で受け取り、資材撤収後、会長宅へ返却する。

(注1) 鍵の管理者と投票所が別で、回る必要がある

(注2) 荷物の搬出時、鍵を返す

記載台(車椅子用・二人用)、長机、イス、未使用のマット、ゴザ、パーティション、手すり、カラーコーン(棒含む)、スロープ、使用済みマットは、市役所倉庫に持って帰る。

扇風機、クーラーポット、イーゼルがあれば搬出し、市役所会議室に持って帰る。また、緑の袋、青いカバン、ジュラルミンケース、投光器、ゴミ袋(マット以外)など忘れ物があれば、搬出し市役所会議室に持って帰る。

車イスは最終日に社会福祉協議会にまとめて返却する。(市役所倉庫に仮置可能)